

AI等を活用した業務の省力化の取組

ガバメントAIワークスペース

情報公開法AIアプリ

データの機械可読性の確保に向けた取組

2026年6月3日 総務省行政管理局

1 ガバメントAIワークスペース

AI・システム等を活用した府省共通業務の省力化（ガバメントAIワークスペース）

- ・ デジタル庁、内閣人事局、総務省行政管理局による共同プロジェクト
- ・ 共通システム化されていない府省共通業務から課題を発掘。省力化につながるツールを開発し各府省に提供
- ・ ツール開発にとどまらず、制度面・業務面での見直しにも取り組む

課題発掘

内閣人事局
行政管理局



若手職員等から課題を聴取し
対象業務を選定

「各府省庁業務の省力化に向けた
課題発掘ワークショップ」

プロトタイプ開発

デジタル庁
行政管理局



業務フローを整理し、
プロトタイプを開発

デジタル庁等が内製開発
(AI活用についても検討)

ユーザーテスト

行政管理局



プロトタイプを
実際の業務で活用し改善

一部可能なものについては
実際の業務で試行

各府省への提供

デジタル庁
行政管理局



省力化効果が認められる
AI業務システム等を
各府省に提供

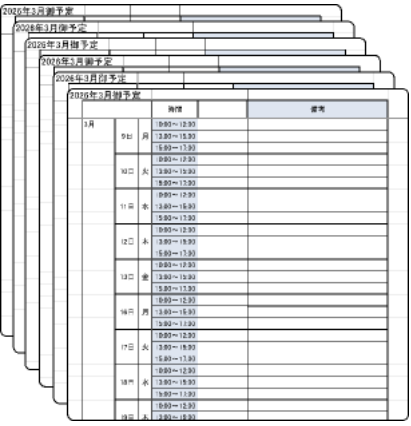
令和9年度以降の各府省への提供
に向けた準備

制度的な課題については制度官庁の協力を得てルール等を含めた見直しを実施

※生成AIが作成したイラストを使用

会議ロジの課題

【現状】



委員に予定調整を依頼するエクセル（例）

出席者との日程調整は
メールにエクセルを添付して、
双方の予定が変わる度に
やり取りが必要

会議日程が確定するまでの間、
幅広い日程で
会議室を仮押さえるため
職員が電話等で直接調整
する機会も多い

また、会議直前は座席表等の
ロジ資料の微調整が必要



今後アプリ対応を検討中の業務（生成AIがイラストを作成）

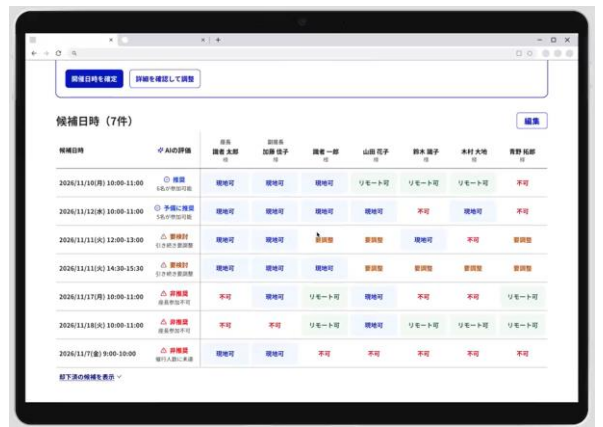
現在開発中のアプリ

【改善イメージ】

日程調整をメールを使わずに行い、各府省側でも転記作業等が不要に



有識者委員側の日程入力画面（イメージ）



事務局側の調整状況管理画面（イメージ）

日程調整以外についても負担の大きい業務について順次対応予定

【会議ロジ業務のフロー】



交通系ICカード利用に関する業務の課題

【現状】



定期券区間の正誤を目視でチェックする作業（例）

申請書や証拠書類を
人間の目で見て
定期券区間との重複を
チェック



交通系ICカードの履歴をまとめている、紙の帳簿（例）

不正利用・誤用がないことを
証明するために
毎回券売機から履歴情報を
紙で出して提出

現在開発中のアプリ

【改善イメージ】

定期区間情報をシステムが保持し、AIが自動で突合チェック

⚠️ 今回の外勤経路上に、あなた/同行者の通勤定期区間と重複している可能性があります。
あなたの通勤定期区間設定：市ヶ谷 → 永田町（200円）
重複区間を利用する場合、必ず降車駅で通勤定期と共用ICカードの2枚を駅員へ渡し、差額の精算処理を依頼して下さい。

定期区間重複を検知

外勤情報

申請ID	12236
用務先	総務省第二庁舎 総務省統計局
出発地	永田町
到着地	新宿
期間	2026年4月7日 11:00 ~ 2026年4月7日 13:00

ICカード残額・利用状況をシステムがリアルタイムで自動管理

外勤管理 申請一覧 カード一覧

＜外勤情報一覧に戻る＞

カード詳細

カード情報

カード番号	
残額	4,900円
ステータス	カード予約中

カード残額を監視

移動実績

日付	利用内容
2026年4月1日14:15	山手線 新宿駅 - 東京メトロ半蔵門線 永田町駅
2026年4月1日11:21	東京メトロ半蔵門線 永田町駅 - 山手線 新宿駅

ICカード返却

⚠️ 共用ICカード番号0001の実績を確認して下さい。
移動予定と移動実績に乖離があります。ご考慮に乖離の理由を記入してください。

移動実績

日付	利用内容	利用額
2026年4月7日14:18	券購	-290
2026年4月7日14:15	券購	-290
2026年4月1日14:15	山手線 新宿駅 - 東京メトロ半蔵門線 永田町駅	-290
2026年4月1日11:21	東京メトロ半蔵門線 永田町駅 - 山手線 新宿駅	-290
2026年4月1日11:21	券購	-290
2026年4月1日11:21	券購	-290

不正利用を検知

2 情報公開法AIアプリ

情報公開請求にかかる業務の課題

【現状】



関係法令を調べながら業務を行うイメージ（生成AIが作成）



情報公開・個人情報保護審査会の答申（例）

行政機関の職員であれば
従事する可能性があるが、
対応頻度には差があり
必ずしも全員が制度や実務に
精通しているわけではない



現在開発中のアプリ

【改善イメージ】

情報公開に関する法令、解釈、通知・答申等を読み込ませたQAアプリを内製開発

情報公開関連QAシステム

情報公開請求に関する法令・解釈・通知・答申等に基づいた回答を行います。正確な回答を行うため、質問には具体的な用語を使用してください。ただし、明確な先例がない論点への新しい解釈の導出や各府省固有の手続運用には対応していません。なお、本チャットボットは生成AIを活用しており、情報の網羅性や正確性を保証するものではありません。回答内容については、必ず関係法令や資料等をご確認のうえ、ご自身の判断でご利用ください。

質問カテゴリの指定

- 自動判定
- 手続運用
- 判断基準・法解釈
- 制度趣旨
- 原文確認（法令・通知・答申）

質問を入力してください

例) 開示決定の計算期間に当たって留意すべき点は何か？

質問する

AIのハルシネーションを制御するための工夫



回答根拠の明示

正確性を高めるためのデータ整備・プロンプト調整

ユーザーテストによる回答精度の向上（例）

質問

問 A3判より大きな文書はどのように開示すればよいか？

(2025年11月時点の回答)

参照した資料の中から、質問に直接お答えできる明確な記載を見つけることはできませんでした。ただし、大判の文書に関連する手続きに関して、次の重要な点に留意することが適当です。

まず、大判文書の保存においては、行政機関が保有するスキャナでは読み込むことができない場合、文書を分割して記録媒体に複写する方法があります。この際、開示手数料は原本の文書の枚数を基準に計算されます[2][5]。

また、部分開示に関しては、不開示部分が分からないように適切に被覆を行う必要があります。具体的には、文書をスキャナで読み取り、電磁的記録をつくり、不開示部分は被覆を施して交付します。この方法により、復元や判読が防げます[10][7]。

これらの手続きに従うことにより、適切な情報公開が実施されることが期待されます。

AIアプリ
出力結果

- ・データベースの構成の変更
- ・データ読み込みの優先順位を明確化するプロンプトの調整

(2026年1月時点の回答)

大判の文書や図画の開示、および電子的な開示を実施する際には、特定の運用手順と手数料の算定方法に留意する必要があります。

行政機関が保有するスキャナでは読み込むことのできない大判の文書または図画については、分割して読み取り、記録媒体に複写して開示することが適当です。この場合、開示実施手数料は、分割した枚数ではなく、原本の文書または図画の枚数を基準として積算する必要があります[7]。

また、電子的に開示しようとする行政文書が紙の文書であるときは、不開示とする部分に墨塗り処理を行い、これをスキャナで読み取って電磁的記録（PDFファイルなど）とし、当該電磁的記録を開示します[1]。墨塗り処理を行った後は、当該部分が判読できる状態になっていないか目視で確認することが重要です[1]。文書または図画の写しを電子的に交付する方法は、請求者からの申出に応じて行われますが、これは「文書または図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置およびプログラムにより当該文書または図画の開示を実施することができる場合」に限られます[2]。ここでいう「文書または図画の保存に支障を生ずるおそれ」とは、原本の傷みが激しく、スキャナによる読み取りが文書または図画の保存に支障を与える場合などを想定しており、その有無は各行政機関の長が判断することとされています[2]。さらに、「行政機関がその保有する処理装置およびプログラムにより当該文書または図画の開示を実施することができる場合」とは、行政機関が通常の業務に使用するために保有しているカラーコピー機やスキャナを使用することにより、開示の実施をすることができる場合を想定しています[2]。

開示実施手数料の算定に関しては、開示決定通知書に手数料を記載する必要があるため、その積算内訳として対象となる文書または図画の枚数および読み取った電磁的記録を複写する記録媒体の枚数を記載することとなります[7]。このうち記録媒体の枚数については、文書または図画1枚当たりの標準的な情報量を基に算出して記載することになりますが、この場合には、記録媒体の所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがあるため、あらかじめ連絡を求める旨の注意書きを付記することが必要です[7]。

ユーザー
テストの
評価点

正確性	3
分かりやすさ	3

正確性	5
分かりやすさ	5

機械可読性が低い状態の例

紙の状態をそのままPDF化したもの
(情報公開に係る審査会答申の概要をまとめた表)

		問題がなかつたものについては、前述のとおり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないことから、いずれにおいても、法5条2号イに該当しないこととなる。 (オ)したがって、文書6において不開示とした「確認時物件名」、「現在の物件名」及び「現況」の各欄の記載は、法5条1号及び2号イに該当しないものと認められる。
23-1	答申23(行情)388 「苦情情報ファイルの一部開示決定に関する件」 ・ 苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨、苦情の内容となる警察職員に係る情報、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警	3 不開示情報該当性について (1) 苦情申出者に係る個人情報について 文書1及び文書3の不開示部分の一部には、苦情申出者に係る氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、性別コード、職業コード等のほか、苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨及び苦情の内容となる警察職員に係る情報が記載されていること、文書2及び文書4の不開示部分の一部には、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警察職員に係る情報が記載されていることが認められる。
	察職員に係る情報について、一体として苦情申出者に係る5条1号本文前段の個人に関する情報に該当すると認められた例	当該部分は、一体として苦情申出者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。 さらに、当該部分は、一体として特定の個人を識別できることとなる記述部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
25-1	答申25(行情)74 「全国自殺統計ファイルの一部開示決定に関する件」 ・ 全国自殺統計ファイル中の自殺の年月日時、自殺者の年齢、コード番号	2 不開示情報該当性について (1) 全国自殺統計ファイルについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 全国自殺統計ファイルとは、死体の発見地を管轄する警察署長が死因を自殺と判断した死体について、当該死体ごとに作成される自殺統計原票のデータを都道府県警察本部から警察庁に送信し、警察庁において当該電子データを集約し、各年度ごとに電磁

①

③

②

④

コピー&ペースト

左の資料を機械が読む順序

ファイル 編集 表示 H1 ≡ B I ↶ ↷

23-1 答申23(行情)388
「苦情情報ファイルの一部開示決定に関する件」
・ 苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨、苦情の内容となる警察職員に係る情報、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警

①

3 不開示情報該当性について
(1) 苦情申出者に係る個人情報について
文書1及び文書3の不開示部分の一部には、苦情申出者に係る氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、性別コード、職業コード等のほか、苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨及び苦情の内容となる警察職員に係る情報が記載されていること、文書2及び文書4の不開示部分の一部には、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警察職員に係る情報が記載されていることが認められる。

③

察職員に係る情報について、一体として苦情申出者に係る5条1号本文前段の個人に関する情報に該当すると認められた例

②

当該部分は、一体として苦情申出者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。
さらに、当該部分は、一体として特定の個人を識別できることとなる記述部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である

④

行 26、列 1 | 605 文字 | テキスト | 100%

3 データの機械可読性の確保に向けた取組

■行政データにおける機械判読性に関するルール（ポイント）

- ・データ整形にかかるコストを減らし、AI・データ利活用を推進するため、行政データの機械可読性を担保するルールを整備
（データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日閣議決定）、人工知能基本計画（令和7年12月23日閣議決定）等）
- ・国の行政機関が今後作成するテーブルデータ（オープンデータ）を対象
- ・各府省の取組を促すに際し、3段階の水準を設定して順次取組

レベル	基準	具体的なルール	
レベル1	閲覧・転記可能 表形式データとして最低限の機械処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル形式はExcelかCSVとする ・1シート（ファイル）に複数の表を掲載しない ・データが分断されていないようにする ・データ本体と無関係な情報は含まない ・すべての列に意味が推測できる項目名を入れる ・スペースや改行等で体裁を整えない ・1セル1データとする ・機種依存文字を使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空白とゼロが明確に区別されている ・オブジェクトを使用しない ・書式でデータの違いを表現しない ・セルの結合をしない ・不要な行や列は非表示のまま残さない ・1行1データで表現する ・文字列にカンマが含まれているフィールドの値をダブルコーテーション（"）で囲む
レベル2	集計・分析可能 統計的な集計・分析作業が前処理なしで即座に実施可能	<ul style="list-style-type: none"> ・数値データは数値属性とし、文字列を含まない ・データ内での項目名等の省略をしない ・各列が一意に識別可能な項目名を持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・選択肢回答を標準化する ・選択肢列と「その他」の詳細記入を分離する ・数式を使用している場合は数値データに修正する
レベル3	連携・自動化可能 異なるデータセット間での結合・比較分析、プログラムによる自動処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名行から始まり、次行からデータ入力とする ・回答のコード表は別添とする ・数値データの同一列内に特殊記号（秘匿等）を使用する場合はその定義を明記する ・データの単位を記載する ・時間軸の表記は標準化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コード又は正式な地域名称を表記する ・年によりフォーマットが著しく異ならないようにする ・データの定義や更新履歴を記載する ・データは縦持ち形式とする

当面の予定

3月 各府省庁DX推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定

4月～ 各府省において運用開始

機械可読性チェックツール（「人間による確認」→「機械による確認」へ。内製開発し、各府省に提供中）

機械可読性チェックツール

アプリのトップ画面

チェックしたいファイルのシート名と表頭（ヘッダー）の範囲を指定してください。

CSV または Excel ファイルを選択

Upload 200MB per file • CSV, XLSX

チェック対象ファイル

【公表データ】		合計	取 組 内 容（複数回答）								
上段:団体数	下段:構成比		オンライ ン申請導 入	AI・ RPA 活用	マイナ ンバー 連携	コンピ ニ 交付	キャッ シュ レス対 応	書かな い 窓口	夜間・ 休日 対応	多言語 対応	
市 区 町 村	3万人未満	2422 -	612 25%	423 69%	234 55%	187 80%	356 190%	198 56%	289 146%	123 43%	
	3万～10万人未満	2760 -	534 19%	467 87%	312 67%	278 89%	423 152%	234 55%	345 147%	167 48%	
	10万～30万人未満	1777 -	312 18%	298 96%	234 79%	212 91%	278 131%	156 56%	198 127%	89 45%	
	30万～100万人未満	917 -	156 17%	148 95%	123 83%	112 91%	143 128%	78 55%	112 144%	45 40%	
	100万人以上	811 -	39 5%	23 59%	18 78%	37 206%	19 51%	27 142%	12 44%	636 5300%	

チェック結果画面

L1-11 - 【Excel】書式（色、太字、網掛け、フォントサイズ等）でデータの違いを表現していないか

- 判定: 適合
- 詳細: 書式ベースの意味づけは検出されませんでした

L1-12 - 【Excel】セルの結合をしていないか

- 判定: 不適合
- 詳細: 結合セルが検出されました: ['E4:E5', 'F4:M4', 'B5:D5', 'B6:B15', 'C6:D7', 'C8:D9', 'C10:D11', 'C12:D13', 'C14:D15']

L1-13 - 【Excel】不要な行や列が非表示のまま残されていないか

- 判定: 適合
- 詳細: 非表示行/列はありません

L1-14 - 【CSV】1行1データで表現されているか

- 判定: 適合
- 詳細: CSVファイルではないためチェック対象外

L1-15 - 【CSV】文字列にカンマが含まれているフィールドの値はダブルコーテーション (") で囲んでいるか

- 判定: 適合
- 詳細: CSVファイルではないためチェック対象外

【参考】情報公開法施行状況調査における機械可読性ルールへの対応

■「1セル1データ」等、レベル1のルールを充足するよう、結果表だけでなく、調査票段階から様式を見直し。

【調査票】

2 開示決定等の状況			
(1) 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を超過しているもの			
① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの			
件数	超過日数	件名（【】）、超過した主な理由（○）、再発防止策（⇒）	
6	3~15	【○○に関する文書】 ○…………… ⇒……………	



件数	超過日数		件名（【】）、超過した主な理由（○）、再発防止策（⇒）
	最小	最大	
1	3	15	【○○に関する文書】 ○…………… ⇒……………

【結果表】

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件数	超過日数	超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
○○庁	6	3~15	【○○に関する文書】 ○…………… ⇒……………



行政機関名	件数(件)	超過日数		超過した主な理由(○)、再発防止策(⇒)
		最小(日)	最大(日)	
○○庁	6	3	15	【○○に関する文書】 ○…………… ⇒……………

■結果表について、表の視認性が低下する場合には、従来の表と機械可読ルールに対応した表の双方を掲載。

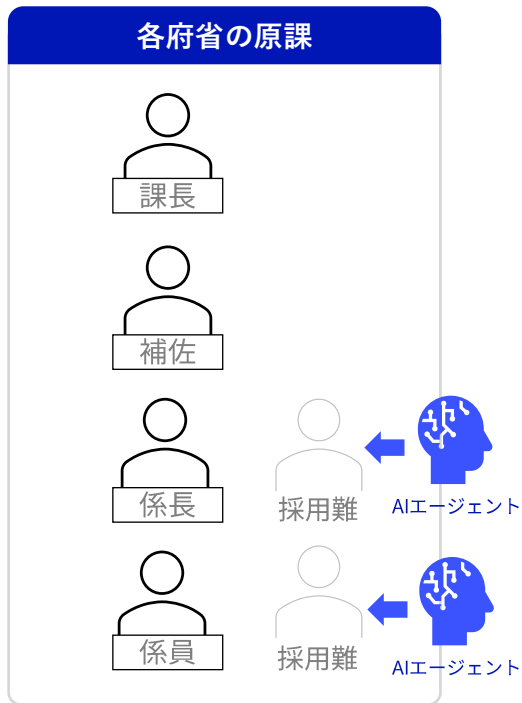
【従来の表（印刷閲覧用）】

1 開示請求の件数等						
(単位:件)						
行政機関名	新たに受け付けた件数					取下げ事案
	受付別		方法別			
	本省	その他	来所・郵送	オンライン		
内閣官房	288	288	0	288	0	24
内閣法制局	75	75	0	24	51	9
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	2,563	2,554	9	2,563	0	0

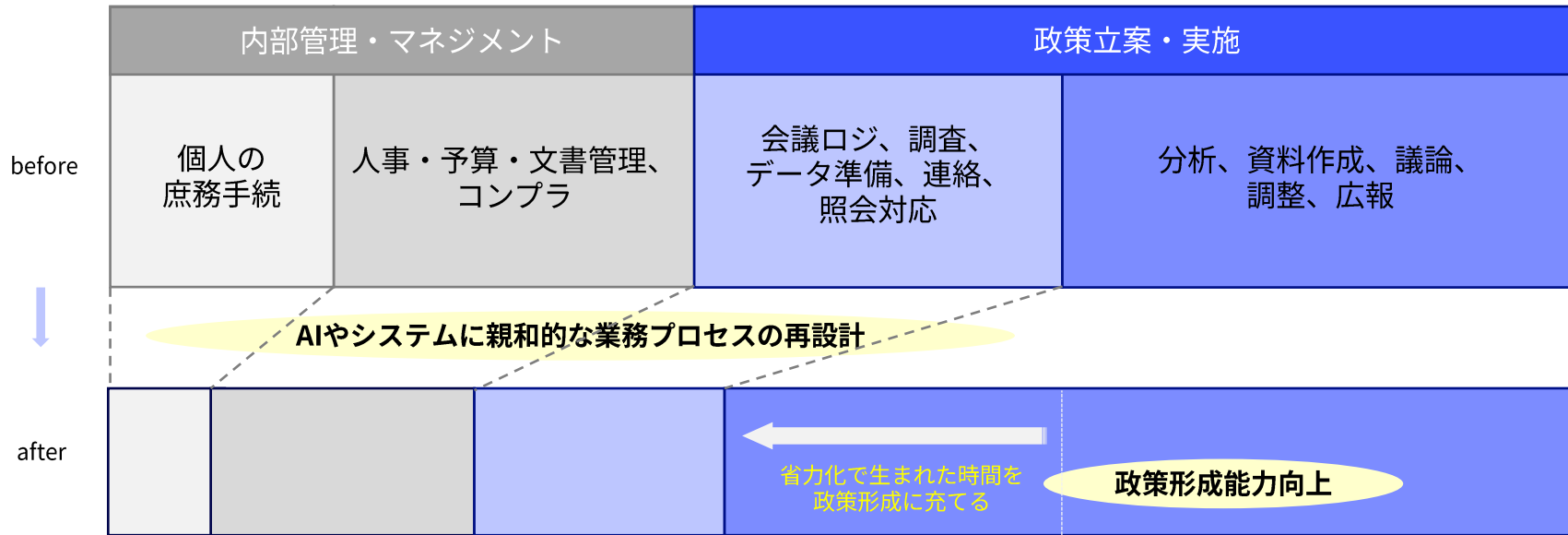
【機械可読対応（セル結合の解除）】

1 開示請求の件数等						
(単位:件)						
行政機関名	新たに受け付けた件数	新たに受け付けた件数	新たに受け付けた件数	新たに受け付けた件数	新たに受け付けた件数	取下げ事案
	総数	受付別	受付別	方法別	方法別	
	本省	その他	来所・郵送	オンライン		
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
内閣官房	288	288	0	288	0	24
内閣法制局	75	75	0	24	51	9
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
特定複合観光施設区域整備推進本部	0	0	0	0	0	0
船舶活用医療推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	2,563	2,554	9	2,563	0	0

參考資料

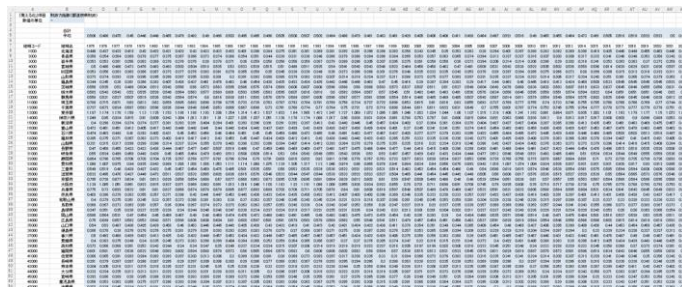


業務時間のポートフォリオ (イメージ)



今後、公務を含む全ての業界で採用が難しくなることから、AIやシステムを活用し、人手に頼らない業務運営の在り方を検討する必要。

機械可読性が高いデータの整備



政策ダッシュボードを活用した政策立案・オペレーションの改善



ガバメントAIワークスペース (仮称) powered by プロジェクト源内

- ・ 制度・業務の見直し、デジタル化やAI活用により、職員の負担となっている業務の省力化を図る
- ・ 内閣人事局、総務省行政管理局、デジタル庁による共同プロジェクトとして推進
- ・ 若手職員へのヒアリング等を通じて共通システム化されていない府省共通業務を中心に解決すべき課題を抽出

各府省共通AIアプリ・ツールの開発・実証

総務省とデジタル庁がアプリ等のプロトタイプを内製開発。
ユーザーテストを経て、効果が確認されたものを各府省に提供予定。
(会議運営、近距離交通費精算業務などを対象とする予定)



省力化により生まれた時間で、政策形成能力を向上

将来的な人手不足に対応できるよう、可能な限り業務の省力化を進め
分析等の政策形成に充てる時間を確保する。

業務時間のポートフォリオ (イメージ)

